令和８年１月２７日

国土交通省東北地方整備局
鳥海ダム工事事務所長

フレームワーク方式による指名競争入札（総合評価落札方式）の試行に係る
発注予定情報の公表及び参加意思表明等の申請受付について

国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所におけるフレームワーク方式による工事発注（総合評価落札方式）（以下、「ＦＷ工事」という。）の試行にて予定している工事の概要を以下のとおり公表します。

また、以下１．発注予定情報の工事（以下、「当該工事」という。）を指名競争入札方式により発注する手続きにおいて、フレームワーク方式による工事の参加企業名簿（以下、「参加企業名簿」という。）を作成する際の基礎資料として、工事への参加意思表明申請書及び技術資料（以下、「技術資料等」という。）を受付することとしますので、工事へ参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、以下のとおり資料を作成のうえ提出してください。

なお、提出期限までに提出がない者は、当該工事の指名競争入札に参加することができません。また、申請書及び資料を提出した場合においても、以下２．参加するための要件を満たさない場合及び工事請負業者選定事務処理要領第１６（以下、「指名基準」という。）により指名されないことがあります。

※フレームワーク方式による工事とは、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和７・８年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者に指名競争入札による工事への参加希望者を募り、申請書及び資料を提出した者を対象に指名基準により選定を行ったうえで、指名競争入札を行う試行工事です。

１．発注予定情報

１）　案 件 名：鳥海ダムブロック（Ｃ等級工事）
２）　工事件数：３件程度
３）　河 川 名：鳥海ダム
４）　工事箇所：秋田県由利本荘市鳥海町百宅　地内
５）　入札予定：令和８年４月
６）　概　　要：掘削工、盛土工、排水構造物工
７）　工事規模：１件当たり 100 百万円以上 200 百万円未満

２．参加するための要件

（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）東北地方整備局における一般土木工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を

受けていること。)。

（３）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）平成２２年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

（ア）盛土又は埋戻工の施工実績

（イ）当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が６５点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

（ウ）経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のいずれか１社が上記の施工実績を有すること。

（５）秋田県内に本社（本店）が所在すること。

なお、本社（本店）は、建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づくものとする。

（６）経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、（１）及び（５）の要件を満たしていること。

（７）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．手続きにおける担当部局

技術資料等の様式配布、記載方法の問合せ及び提出先は以下のとおり。

〒015-0885　秋田県由利本荘市水林４０８

東北地方整備局　鳥海ダム工事事務所　総務課

電話　0184-23-5120（代表）

電子メールアドレス　thr-756keiyaku@ki.mlit.go.jp

４．技術資料等の作成、確認等

参加希望者は、２.参加するための要件を満たしていることを証明するため、下記（１）～（２）に従い、技術資料等を紙又は電子データで提出し、鳥海ダム工事事務所長から参加するための要件を満たしていることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに技術資料等を提出しない者並びに参加するための要件を満たしていないと認められた者は、当該工事の入札に参加することができない。

（１）参加意思表明申請書について

申請書は、別添「提出書類作成要領」により、別記様式１を作成すること。

（２）同種工事の施工実績について

１）　２.（４）に掲げる要件を満たしていることを判断できる企業の同種工事の施工実績及び２.（５）に掲げる要件を満たしている事務所の所在地を提出書類作成要領より、事務所所在地を別記様式１－１、施工実績を別記様式２に作成すること。

また、必要な添付資料については、別添「申請書添付資料チェックリスト」により提出すること。同種工事の施工実績については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

２）　記載する工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されている場合は、ＣＯＲＩＮＳ登録番号を必ず記載するものとし、ＣＯＲＩＮＳの写しの提出は不要とする。登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）（以下「ＣＯＲＩＮＳ等」という。）の写しを提出するものとする。

なお、ＣＯＲＩＮＳ等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等確認できる資料を必ず添付すること。

３）　記載及び申請できる同種工事の施工実績の件数は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれかの施工実績を記載すること。

5. 総合評価の項目

（１）評価の項目

１）企業の技術力

下記における評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目における評価点の最高点の合計を 10 点とする。

総合評価・加算点評価項目一覧表

分類	審査項目		審査基準	満点	配点
企業の技術力	ｱ）企業の施工実績		より同種性が高い工事の施工実績	5.0	5.0
			同種性が認められる工事の施工実績		0.0
	ｲ）地理的要件	本支店、営業所の所在	秋田・本荘・湯沢・横手・大曲二次生活圏に本店有り	2.0	2.0
			秋田・本荘・湯沢・横手・大曲二次生活圏に支店又は営業所有り		1.0
			秋田・本荘・湯沢・横手・大曲二次生活圏に拠点無し		0.0
	ｳ）地域貢献の実績	災害協定に基づく活動実績等	災害協定に基づく活動実績有り	3.0	3.0
			災害協定の締結有り		1.5
			災害協定に基づく活動実績無し		0.0
合計				10.0	

１．上表 ｱ）について、過去１５年間に元請けとして完成・引渡しが完了した工事の施工実績を評価する。なお、技術資料等に添付した施工実績とする。

２．上表 ｱ）について、「より同種性が高い工事」及び「同種性が認められる工事」については以下のとおりとする。

より同種性が高い工事　：10,000m3 以上の盛土又は埋戻工の施工実績
同種性が認められる工事：盛土又は埋戻工の施工実績

３．上表 ｲ）における地域内とは、秋田二次生活圏、本荘二次生活圏、湯沢二次生活圏、横手二次生活圏、大曲二次生活圏とする。なお、建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）を有する本社（本店）、支店、営業所を評価する。

※秋田二次生活圏：秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
※本荘二次生活圏：由利本荘市、にかほ市
※湯沢二次生活圏：湯沢市、羽後町、東成瀬村
※横手二次生活圏：横手市
※大曲二次生活圏：大仙市、美郷町

４．上表ｳ ）について、過去３年間の施工地域における東北地方整備局又は当該県からの要請に基づく企業（元請け）としての活動実績等を評価の対象とする。評価対象は下記のとおりとし、累積評価はせず、元請けとして活動した実績のみを対象とする。

令和４年度以降の秋田県内における災害協定等に基づく活動実績
・災害協定に基づく活動実績（ただし、訓練は含まない）
　活動実績がない場合は、秋田県内が業務の実施範囲に含まれている災害協定等の締結のみで評価する。
・家畜伝染病(鳥インフルエンザや豚熱等)による防疫に関する協定に基づく活動実績(ただし、訓練は含まない。)

・大規模災害発生時の応急対策の活動実績
・維持工事などで実施した小規模災害を含む災害時の緊急的な活動実績(発注者側の要請を受けた災害応急復旧等の緊急作業（待機を含む))
なお、苦情やパトロール等で発見され、維持工事で緊急に行ったパッチング等の作業、除雪作業における待機は評価しない。

災害対策功労者表彰による活動実績
・過去５年間(令和３年度から令和７年度)に東北地方整備局長より災害対策功労者として表彰された活動実績
活動地域又は出動要請した事務所が所在する県に該当する場合は評価する。ただし、単体企業として表彰されている場合のみ評価する。

２）施工体制（施工体制評価点）

施工体制に関する審査は、下記の評価項目について行うものとし、開札後において、提出を求める工事費内訳書、施工体制確認のためのヒアリング及び追加で求める資料等により審査をする。なお、最高点を 30 点とする。

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0
	その他	0.0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0
	その他	0.0

６．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の技術力」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の１）、２）の要件に該当する者のうち、（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、ＦＷ工事における契約手続きにおいて、落札者（予定者を含む。）となった者は、同一のＦＷ工事による他の工事の落札者となることが出来ない。その場合、当該者が行った他の工事の入札は無効とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回

る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

（２）総合評価の方法

１）「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、及び「加算点」の最高点を 10 点とする。

２）「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①の評価項目に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記②の項目を評価して与える。

①企業の技術力

②施工体制（施工体制評価点）

３）「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に 100 点を与える。

４）価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

５）入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を下記で求める施工体制の審査に係るヒアリングの追加資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした費用項目毎の金額に、直接工事費については 90%、共通仮設費については 80%、現場管理費については 80%、一般管理費等については 30%をそれぞれ乗じ、さらに 100 分の 110 を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は２）②の施工体制の審査を特に重点的に行う。

7. 技術資料等の提出方法

（１）４．技術資料等の作成、確認等により作成した技術資料等を提出すること。

（２）技術資料等の提出方法は以下のとおり。

①受付期間：令和８年１月２７日（火）から令和８年２月１０日（火）まで（就業時間内に限る。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日は除く。））

②受付場所：３．手続きにおける担当部局に同じ。

③提出方法：上記②に技術資料等を郵送、託送又は電子メールにより提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。ただし、電子メールによる場合は、押印省略をする場合に限り認めるものとし、押印省略をする場合は、本件責任者及び担当者等の必要事項を必ず記入すること。なお、押印する場合は、申請書の表紙に押印すること。

（３）技術資料等の提出による鳥海ダム工事事務所長からの確認結果（参加企業名簿への掲載の有無）は令和８年２月２７日（金）までに通知する。

（４）押印省略

別記様式１については、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先（各自別番号）」を明記することにより押印を省略することができる。

（５）その他

①技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
②鳥海ダム工事事務所は、提出された技術資料等を、参加するための要件の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③提出された技術資料等は、返却しない。
④提出期限以降における技術資料等資料の差し替え及び再提出は認めない。

8. その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）技術資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

（３）提出された施工実績が当該者のものと確認できない場合は提出された当該実績を当該者の実績として認めない。（当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）を受けていない。若しくは実績の承継が認められていない場合を指す。）

（４）本文書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。